

龍ヶ崎市財政運営の基本指針等に関する条例第 19 条及び同条例施行規則第 11 条の規定による「財政運営影響額」の公表資料

1. 事業概要

予算措置：龍ヶ崎市一般会計予算

【件名】防災情報伝達設備整備事業

金額：604,261千円

期間：平成31年度～平成33年度

2. 財政運営影響額

(1) 投資的経費

本事業における初期投資的費用は以下のとおりである。

年度	項目	金額（千円）	備考
31年度	防災情報伝達設備整備事業 (設計・施工一括)	8,100	工事請負費
32年度		285,315	工事請負費
33年度		310,846	工事請負費
合計		604,261	

※工事費の算出については、現行無線設備の施工者であり、かつ保守点検業務を委託している日本無線株式会社の見積りを参考としている。

※事業開始年度を30年度から31年度に変更

(2) 経常的経費

当該施設における経常的経費は、「維持管理にかかる経常コスト」として10年目は5,971千円、20年目は6,591千円、30年目は7,276千円、30年間トータルでは178,832千円と試算した。

「事務・事業運営にかかるコスト」は、10年目は1,717千円、20年目は1,893千円、30年目は2,088千円、30年間のトータルでは51,391千円と試算した。

「償還金等」としては、10年目は42,946千円、17年目の20,782千円で償還が終了し、30年間トータルでは623,107千円と試算した。

「年別合計」の試算結果は、10年目は50,634千円、20年目は8,484千円、30年目は9,364千円、向こう30年間のトータルでは853,391千円である。

(3) 更新費用

「大規模改修・更新にかかるコスト」については、経年等による老朽化対応により、10年目までに3,122千円、11年目から20年目までの間に8,750千円、21年目から30年目の間に11,872千円、30年間トータルで23,744千円と試算した。

3. 事業の目的及び社会的便益等

総務省はWRC（世界無線通信会議）において無線通信規格のスプリアス発射の強度の許容値が改正されたのを受け、平成17年12月に無線設備のスプリアス発射強度の許容値の見直しを行い、スプリアス強度の許容値が規格外となっている場合、平成34年11月30日をもって使用できなくなる（以後、電波を発射すると電波法違反となる）。当市の現行防災行政無線設備はスプリアス強度の許容値が規格外となっており、電波法に準拠し、防災行政無線設備を更新するものである。また、総務省が作成している「周波数再編アクションプラン」において“機器の更新に合わせてデジタル方式への早期移行を推進する”との見解も示されているため、スプリアス規格への対応と合せてデジタル方式への移行を行うものである。

近年の大規模災害の発生から、防災行政無線にはこれまで以上に多様化・高度化する通信ニーズ(画像伝送・データ伝送等)への対応が要求されるとともに、平常時における有効活用を図るために更なる改善が求められており、デジタル方式への移行と合せて時代のニーズに即した防災行政無線システムを構築し、確実な情報伝達と即時性の向上を図り、より市民の安全・安心を確保できるものと考えている。